

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

北海道労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

5 4 8 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

青森労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 6 5 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

岩手労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 6 9 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

宮城労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2390部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

秋田労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 4 5 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

山形労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 5 0 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

福島労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2380部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

茨城労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2 1 0 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

栃木労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1920部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

群馬労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

3 4 2 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

埼玉労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

4 0 7 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

千葉労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

3 6 7 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

東京労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

9 7 8 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

神奈川県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

5 4 8 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

新潟労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2500部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

富山労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

900部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

石川労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 2 0 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

福井労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

8 1 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

山梨労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

930部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

長野労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2940部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

岐阜労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2 2 2 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

静岡労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2 6 1 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

愛知労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

5 1 6 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

三重労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2 6 5 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

滋賀労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 3 4 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

京都労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2940部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

大阪労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

8 2 9 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

兵庫労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

6050部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

奈良労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 5 9 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

和歌山労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 5 9 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

鳥取労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

830部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

島根労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

870部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

岡山労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2390部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

広島労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

3050部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

山口労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2040部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

徳島労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 3 1 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

香川労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 1 4 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

愛媛労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2 4 4 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

高知労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 2 7 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

福岡労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

5 9 1 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

佐賀労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 2 3 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

長崎労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2 4 4 0 部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

熊本労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2600部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

大分労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1980部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

宮崎労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1980部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

鹿児島労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

2790部

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 12 日

沖縄労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿ばく露歴等チェック表の送付について

標記については、平成 24 年 8 月 30 日付け基労補発 0830 第 1 号「石綿による疾病の認定基準等の周知等について」（以下「認定基準周知通達」という。）の記の 3 において、追って送付するとされたところであるが、今般、下記のとおり「石綿ばく露歴等チェック表」を送付するので、認定基準周知通達の記の 1 により、医療機関等への周知に活用されたい。

記

1 3 3 0 部